

金融機関に求められる民法（債権法）改正対応

EY弁護士法人 弁護士 坂本有毅

▶ Yuki Sakamoto

長島・大野・常松法律事務所（2006～12年）において、さまざまな資金調達取引や金融規制に係る助言等の案件に従事。金融庁総務企画局政策課（12～14年）において、国際課税原則の見直しをはじめとする金融関係の税制改正に関与した後、14年7月よりEY弁護士法人に入所。宅地建物取引士、日本証券アナリスト協会 検定会員。

I はじめに

民法（債権法）改正法案（以下、法）が、今年の通常国会に提出されています。改正項目は多岐にわたりますが、本稿では、金融機関に関連する主要改正項目について説明します。

II 保証

債権者による、主たる債務者から委託を受けた保証人への債務の履行状況についての情報提供義務と、期限の利益喪失の事実についての個人の保証人への情報提供義務が、新たに規定されます（法458条の2、458条の3）。期限の利益喪失を知ってから2カ月以内に債権者が保証人に情報を提供しなかった場合、実際に情報が提供されるまでの遅延損害金につき、保証債務の履行を請求できないこととされています。

個人を保証人とする、不特定の債務を主たる債務とする根保証契約については、主たる債務が貸金等債務であるものに限り、極度額（上限額）のない包括根保証は効力を有しないこととされてきましたが、今回包括根保証が無効となる範囲の限定が撤廃され、主たる債務の内容にかかわらず包括根保証は無効となります（法465条の2第1項、2項）。

また、事業のために負担した債務が主たる債務である場合において、主債務者の役員や主要株主等以外の個人が保証人となる場合は、（根）保証契約の締結に

際し、公正証書による保証意思の表示が求められることになりました（法465条の6、465条の9）。加えて、事業のために負担した債務を主たる債務とする保証を主債務者が個人の保証人に委託する際は、主債務者に個人の保証人への情報提供が義務づけられています（法465条の10第1項）。当該情報提供が適切になされず、保証人が事実を誤認して債権者と保証契約を締結した場合において、情報提供が適切に行われていないことを債権者が知っている、または知り得たときは、保証人は保証契約を取り消すことができるものとされています（同条2項）。

III 債権譲渡

債権は原則譲渡可能ですが、債権者と債務者の間で譲渡できない旨を合意することも可能です。今回、このような譲渡禁止（制限）特約は、譲渡自体の効力を妨げるものではなく、譲受人は新たな債権者となるものの、債務者は譲渡禁止特約の存在を知っている、または知らないことにつき重大な過失がある譲受人に対して履行を拒絶できるという構成に変更されます（法466条2項、3項）。もっとも、預貯金債権については、例外的に悪意または重過失のある譲受人に対しては、譲渡禁止特約を対抗できる（譲渡が無効となる）こととされています（法466条の5第1項）。

また、譲渡時点でまだ発生していない将来債権も譲渡できることが明文化され（法466条の6）、債権譲

渡に対する異議をとどめない承諾の制度が廃止されています。債権譲渡と債務者による譲渡人との間での相殺の関係（債務者と譲渡人の優先劣後関係）については、譲渡の対抗要件具備前に債務者が取得した譲渡人に対する債権であれば、債務者による相殺を譲受人に対抗できる*ことが明文化されます（法469条1項）。そして、譲渡後に取得した債権でも、対抗要件具備前の原因に基づいて生じたもの等一定の場合には、同様に相殺を対抗することが可能です（同条2項）。

IV 相殺

相殺禁止特約は、その存在を知っている、または知らないことにつき重大な過失がある第三者に対して対抗できることとされます（法505条2項）。また、差押えとの関係では、例えば預金債権の場合、預金者が差押えを受ける前に、当該預金者に対して金融機関が反対債権を取得すれば、金融機関は相殺を差押え債権者に対抗できる（預金債権は相殺により消滅し、金融機関は債権を回収でき、差押え債権者は預金債権を取得できない）ことが明文化されるほか、差押え後の取得であっても反対債権の発生原因が差押え前のものであれば、同様に相殺できることとなります（法511条）。

V 定型約款

ある取引が定型取引に該当する場合、当該定型取引に用いられる定型約款につき、内容の制約、表示や変更に関する規定が適用されます（法548条の2から548条の4）。そのため、預金その他各種の定型的な取引に関し、定型約款に該当するかどうか、するのであれば定型約款に関する規定に適合させるためにどのように対応するか、について検討が求められることとなります。詳細は、本誌2015年6月号（Vol.105）「民法（債権法）改正の動向—定型約款に関する改正について」をご参照ください。

VI 金融機関に求められる対応

金融機関は、特に定型約款と保証に関し、次のような対応を取ることが必要になるでしょう。定型約款については、現在顧客との取引に使用している銀行取引約定書、預金約款などのひな型を洗い出し、それぞれについて定型約款に該当するかどうかの判断を行うこととなります。そして、定型約款に該当するひな型においては、合意不成立と見なされないための内容の修正（法548条の2第2項）、当該定型約款の顧客への交付等（法548条の3第1項）ならびに変更に係る内容の確認（法548条の4第1項）および周知（同条2項）が必要となるため、当該定型約款を用いて行う定型取引に係る事務フローにこれらを追加することとなります。

また、保証に関しては、役員や主要株主等以外の者による事業関連債務の保証に際して、保証人保護のための一定の対応がすでに金融機関に対して求められています（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3-1-2(2)①へ等）。今回の改正で追加された公正証書による保証人の保証意思の表示や主債務者による保証人への情報提供は、前記の業法上の要請と異なり、債権者である金融機関自身が行うものではありませんが、私法上の効力発生要件であることから、主債務者や保証人が適切に履行しているかを確認する必要があり、その確認のプロセスを内部的に定めることが望ましいといえます。

お問い合わせ先

EY弁護士法人

Tel : 03 3509 1687

E-mail : yuki.sakamoto@jp.ey.com

* 譲渡の対象となる債権は相殺により消滅し、債務者は債権を回収でき、譲受人は債権を取得できない。